

指定金融機関を活用した危機対応体制

政 府

- ・出資
- ・資金の貸付け
- ・利子補給金交付

指定金融機関

- ・申請する民間金融機関のうち、一定の基準を満たすものを主務大臣が指定
- ・主務大臣が危機を認定した場合には、新公庫からのリスク補完等を受けて、貸付等の「危機対応業務」を実施

協 定

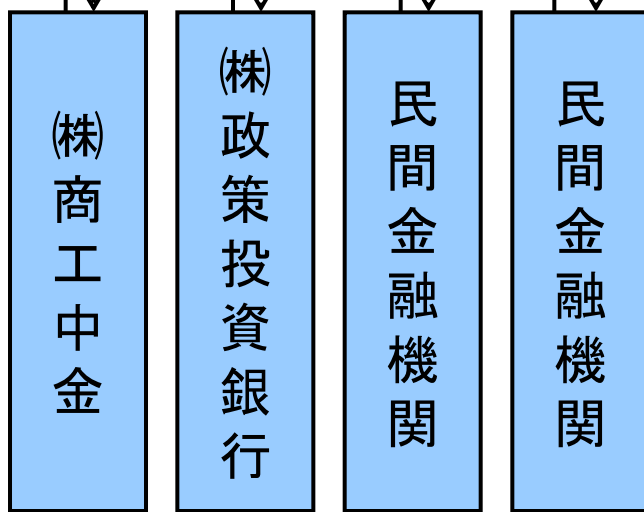
- ・資金の貸付け
- ・リスクの一部補完
- ・利子補給

(株)日本政策金融公庫

【危機対応円滑化業務勘定】

- 危機対応円滑化業務実施方針の策定・公表
- 指定金融機関との協定締結の上、リスク補完等を実施

(注)公庫自らも現行機関からの承継業務の範囲内で、必要な融資を実施



■指定金融機関の活用が想定される事例

ニーズ	必要な金融
地域金融不安 【資金の代替融通】	短期資金供給、手形割引等
大規模災害 【インフラ復興資金】	長期固定資金供給等

(注)移行期の完全民営化機関は指定を受けたものとみなすこととしている。

指定金融機関を活用した危機対応(イメージ)

(株)日本政策金融公庫

危機対応円滑化業務

①貸付け

長期・固定資金の貸付け

②損害担保

金銭の支払

非弁済額の一部の補てん

③利子補給

利子補給金の交付

指定金融機関

危機対応業務

長期設備資金の貸付

短期資金の貸付
手形割引

低利資金の貸付

借り手

(例)

被災インフラ
復興資金

(例)

地域金融
不安時の
資金融通

(例)

激甚災害被災
事業者への
再建資金